

託送供給等約款の認可について

2026年7月22日
関西電力送配電株式会社

当社は、2026年6月24日、電気事業法^{※1}に基づき託送供給等約款^{※2}の変更認可申請を経済産業大臣に行いました。

[\(2026年6月24日お知らせ済み\)](#)

本日、経済産業大臣から、申請内容どおり認可をいただきました。認可された主な内容は、以下のとおりです。

○認可された主な内容

1. 需要側の系統接続に係る手続期限の設定

国の審議会^{※3}において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、供給承諾から工事費負担金の入金までの期間を3ヶ月以内とし、この期限が守られない場合は接続供給契約における当該地点の契約申込を取り消すことが整理されました。これに伴い、託送供給等約款の供給条件に反映しました。

2. 需要側の技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い

国の審議会^{※4}において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備や内容変更があった場合は、契約申込を取り消すことが整理されました。これに伴い、託送供給等約款の供給条件に反映しました。

3. 発電等設備の系統接続に係る契約申込における事業用地使用権原提出の要件化

国の審議会^{※5}において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、非FIT/非FIP電源について、発電量調整供給契約申込時に事業用地の使用権原を証する書類を連系承諾から2ヶ月以内に提出することを要件とし、提出されない場合は連系予約を取り消すことが整理されました。これに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

○実施日

2026年10月1日から実施します。

- ※ 1 : 電気事業法（第 18 条第 1 項）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※ 2 : 小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。
- ※ 3 : [第4回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ\(2025年9月24日開催\)](#)
- ※ 4 : [第10回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ\(2026年4月16日開催\)](#)
- ※ 5 : [第6回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ\(2025年12月24日開催\)](#)

以 上